

平成 29 年度

事 業 計 画
収 支 予 算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

4	めざすまちの姿 IV. 地域の元気がみえるまち	30
	(1) ボランティアセンター機能の充実	30
	(2) 社会参加と生きがいづくりへの支援	31
	(3) 地域の子どもの地域で見守る体制の構築	32
	(4) 町会・自治会の更なる活性化への協力と支援	33
	(5) 助成事業（区民が主体的に行う事業への支援）	34
5	めざすまちの姿 V. 協働のしくみがみえるまち	35
	(1) 多様な地域福祉に関する情報の共有化と区民への迅速な発信	35
	(2) 地縁団体との連携・協働	35
	(3) 社会福祉協議会事業のPR（重点事業）	36
	(4) 区との協働事業	36
	(5) 社協役員会議等の運営	37
	(6) 広報事業	37
	(7) 寄附金等の受領及び活用	38
	(8) 共同募金運動	39
	(9) 会員制度の運営	40
	収支予算書	41
	平成 29 年度予算総額	42
	平成 29 年度資金収支予算	43
	資金収支予算内訳書	44

基本理念とめざすまちの姿

1. 基本理念

優しさと強さが響きあう福祉のまち

2. めざすまちの姿

I. 誰もが「安心」して暮らせるまち

II. 新たな「支え合い」のあるまち

III. 「災害に強い」まち

IV. 地域の「元気」がみえるまち

V. 「協働」のしくみがみえるまち

平成 29 年度事業計画総括

はじめに

戦前から我が国の福祉は、地域の相互扶助や家族の絆などにより、私たちの日常の暮らしを支え合ってきたという歴史があります。

また、高度成長期の時代は、商工業の発展に伴い人々が都市部へ集中した時代でもありました。福祉的側面においては、貧困世帯への支援を様々な団体が一致協力して支援活動を行っていましたが、核家族化の進行と相まって夫婦共働き世帯が増えたことで、育児のあり方、親の介護の問題等が顕在化した時代でもありました。

今日においては、そうした福祉課題も残る中、介護と育児が同時に重なるいわゆるダブルケアの問題や、高齢者の住み替えの問題、病気や障がいによる就労の問題、さらには、軽度の認知症や精神障がい疑われているが、公的支援制度の要件を満たさない制度の狭間の問題、たとえ要件に該当したとしても介入を拒むといった、周りとのつながりを断つ社会的孤立の問題等があります。

これまでの社会福祉協議会の取り組み

こうした生活課題に対し、豊島区民社会福祉協議会では、昭和 28 年(1953 年)の発足当初は、孤児、貧窮、衛生対策等の福祉課題に向き合い、豊島区の実情に即した社会福祉活動を住民主体の原則に基づき推進してきました。

その後も地域福祉の活動を着実に推し進め、昭和 37 年(1962 年)には社会福祉法人として認可され、その活動の内容も、時代や世相、社会状況などにより大きく変遷してきました。ボランティア活動を積極的に支援するとともに、地域の方々の参加と協力による会員制有償在宅福祉サービス(リボンサービス)や、地域福祉権利擁護事業といった在宅福祉サービスを展開してきました。

近年では、平成 21 年度よりコミュニティソーシャルワーク事業に取り組み、現在コミュニティソーシャルワーカーを 8 つの高齢者総合相談センター圏域に配置しています。複合的かつ多様な課題を抱えている人の世帯全体を受け止め、個別支援と地域づくりを一体的に取り組む実践を展開しています。また、生活保護に至っていない生活困窮者に対する自立相談支援事業にも全力で取り組んでいます。

各時代において社会福祉の制度のすき間を埋めながら、多くの区民の皆さんや、関係者の皆さんと一緒に活動をすすめています。

今後の展望

豊島区民社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けた事業活動を推進します。

地域共生社会は、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを認め合い、共に地域を創っていく社会です。この地域共生社会を実現するためには、区民をはじめ、社会福祉協議会を構成している様々な団体、そして企業、学校等との連携・協働が必要となります。

共生や支え合いは規範として押し付けられるものでもありません。しかし、共生を考える意味で大切な利他的行為はのちに個人や地域全体を価値あるものに変えると言われていきます。こうした地域共生を視野に入れて、各事業を区民の皆さんとともに実施していきます。

重点項目

(1) 地域福祉活動計画（としま NICE プラン）の見直し

豊島区を取り巻く社会経済状況の変化に対応した新たな福祉課題に応えるために、地域福祉活動計画の見直しを行います。区民の皆さんの意見をベースに、地域福祉活動計画推進委員会が中心となって、地域福祉の行動計画を策定します。

(2) 地域公益活動への取り組み

区内 26 の社会福祉法人が、社会福祉法第 24 条第 2 項に規定された地域における公益的な取り組みとしてとして「福祉なんでも相談窓口」を設置し、関係機関や社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携し支援を必要とする人に対する福祉の向上を図ります。

(3) 大規模災害と防災への対応

区との連携を図りながら災害時に備えた支援体制を構築します。また、災害時に支援を必要とする人たちを地域で支えるための災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や、防災意識を高める研修等を実施するとともに、災害ボランティアをはじめ地域の支援者との日頃からの顔の見える関係づくりを進めてまいります。

(4) 経営管理（ガバナンス）の強化と経営の透明性の確保

確固とした地域福祉を推進できるよう基盤となる社会福祉協議会の経営管理を強化します。また情報開示をこれまで以上に積極的に行い、区民から信頼される組織運営を図ります。そのために、理事会、評議員会などをはじめ業務執行や内部統制の機能を高めるとともに、公正かつ適正な事業運営をすすめます。

基本理念 優しさと強さが響きあう福祉のまち

地域福祉活動計画の策定にあたって、地区懇談会、各団体・中学生との意見交換会、アンケート等を行い、いただいた区民の皆さんの意見を5つの「めざすまちの姿」として表わしました。さらに、5つをまとめて『優しさと強さが響きあう福祉のまち』とし、理念として掲げました。

めざすまちの姿 I. 誰もが安心して暮らせるまち

子供から高齢者、障がい者、子育て世代、外国人など豊島区で生活する「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」のために、区民の皆さん一人ひとりがお互いを助け合う地域福祉の担い手となっていくことを目指します。

(1) 参加者主体の区民ミーティングの実施（重点事業）

【総務課・全課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none">・豊島区民地域福祉活動計画の推進の要となる取組みが区民ミーティングであり、その実践を通して、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。・地域の生活に便利な情報や困っていることなどを題材に、身近な地域の課題解決に向けて協議し、取り組んでいくための新たなつながりを目指します。・社会福祉協議会、関係団体等とのよりよいパートナーシップのもとに区民主体の協議体を形成します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・区民の皆さんによる主体的な運営をめざします。・子どもから高齢者まで多世代が参加し、安心して暮らせるまちづくりについて話し合い、自分たちでできることを実践していきます。・小学生の登下校の見守り活動やサロン運営等、既に取り組まれている活動を把握し、地域で情報を共有します。
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の8圏域ごとに実施します。・実施場所は、その圏域内の「区民ひろば」等を活用します。・定期的開催します。
29年度の取り組み	<p>【取組目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・より幅広く、より多くの区民の声を集約します。・参加者や参加世代の拡大を図ります。・区民の主体的運営を進めます。

	【実施圏域と取組内容】					
	圏 域	開催回数	実 施 内 容			
	アトリエ村	4 回	○区民主体の運営を支援 区民が主体的に運営できるよう、次の支援を行います。 ① 日程や会場の調整の支援 ② 開催案内の作成・配付及び周知等の支援 ③ ミーティングの運営支援 ○29 年度特別テーマ（社協が依頼するテーマ） 「社協の福祉活動計画に盛り込むべき課題」			
	西 部	4 回				
	菊かおる園	4 回				
	ふくろうの杜	4 回				
	いけよんの郷	4 回				
	中 央	4 回				
	東 部	4 回				
	豊島区医師会	4 回				
計	32 回					
【参加者計画数】 900 人						
区民ミーティング開催	年 度	27 (実績)	28	29	30	31
	開 催 計画数	32 回 (32 回)	32 回	32 回	32 回	32 回
	参 加 者 数	800 人 (670 人)	800 人	900 人	900 人	1,000 人

（２）社会貢献型後見人（市民後見人）の育成に向けての啓発と支援（重点事業）

【地域福祉推進課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者や障がい者等の権利が守られる体制を豊島区との協働の下に整備します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士などの専門職でなく、区民の皆さんが身近な人を後見する「社会貢献型後見人（市民後見人）」の育成に向けて、高齢者や障がい者の「最善の利益を追求する」ための成年後見制度についての啓発活動を行います。 ・成年後見人が中心となって、地域の人たちを支援の輪に取り込み、同時にその地域を支え合う仕組みをつくります。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用について相談に応じ、専門家の支援団体の紹介や申立書類の配布などを行います。 ・成年後見制度の講座、交流会、講演会等の啓発活動を引き続き実施するとともに、「社会貢献型後見人（市民後見人）」の意義を地域へ伝える取り組みを行います。 ・「社会貢献型後見人（市民後見人）」が安心して成年後見実務を遂行できるように相談対応などの支援を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の「社会貢献型後見人（市民後見人）」の養成・育成や受任調整等の具体的な支援体制については、豊島区と協議の上進めていきます。 					
29年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に実施した基礎的な「社会貢献型後見人（市民後見人）養成講習」の修了者を後見活動メンバーとして当協議会に登録します。 ・後見活動メンバー登録者に対し、地域福祉権利擁護事業や法人後見事業の支援員として実務研修やフォローアップ研修を行い、後見人を目指して育成します。 ・一般区民を対象に成年後見制度に関する講演会や各種講座の開催、親族後見人等を対象とした後見人交流会等を開催します。 					
市民後見人の育成・啓発	年 度	27 (実績)	28	29	30	31
	後見活動メンバー登録者数	8 (8)	8	15	—	—
	交流会・講演会開催件数	5 (13)	10	10	10	10

(3) 在宅サービス

【地域福祉推進課】

事業名	内 容	実施時期等
リボンサービス	【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・家事援助を中心としたサービスを提供します。 ・対象者 高齢者、障がい者、ひとり親家庭の方等で日常生活において援助を必要とする方 ・利用状況（27年度実績） 利用件数:延べ11,452件 利用日数:延べ8,473日 ・会員数（27年度実績） 利用会員:669人 協力会員:227人 	通年実施
	【29年度の取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の拡充に取り組みます。 月1,300時間(年15,000時間)以上 ・会員の確保に取り組みます。 利用会員700人 協力会員300人 ・サービスを担う協力会員を増やします。 募集チラシの配布(配付数900枚) 	通年募集 年1回 年1回

	<p>掲示板等への募集案内の掲出(100箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力会員の実技研修を実施します。 ・会員の相互連携づくりに取り組みます。 <p>サロンの開催</p>	<p>年3回 年3回</p>
<p>ハンディキャブ運行事業 (リフト付乗用自動車運行事業)</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト付乗用自動車を運行します。 ・対象者 高齢者や障がい者等 ・利用状況(27年度実績) 運行回数:3,236回 ・会員数(27年度実績) 利用会員:146人 協力会員:18人 <p>【29年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行回数を拡充します。 月300回以上の運行 ・会員の確保に取り組みます。 利用会員180名、協力会員24名の確保 ・協力会員研修を充実します。 交通教習や運転技術、接遇等の研修を実施 	<p>通年実施</p> <p>通年募集 年2回</p>
<p>困りごと援助サービス</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電球や蛍光管の取替え、水道パッキンの交換、簡易な荷物や家具の移動など、日常生活でのちょっとした困りごとをお手伝いします。 ・対象者 高齢者や障がい者等 ・利用状況(27年度実績) 利用件数:244件 ・協力員登録者数:26人(27年度実績) <p>【29年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のPRに取り組みます。 周知チラシの配布(1,000枚) ・協力員の確保に取り組みます。 40名以上の確保 ・サービス提供件数の拡充を目指します。 月30件以上 ・サービスの向上に取り組みます。 技術・接遇等の研修を実施 	<p>通年実施</p> <p>年1回 通年募集 年2回</p>

(4) 中央高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の運営【地域福祉推進課】

<p>主な業務内容</p>	<p>① 総合相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話・面接・訪問などにより総合的に相談を受け付けます。 ・介護保険認定申請の受け付けます ・介護保険以外の高齢者サービスの申請を受け付けます。 <p>② 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2・事業対象者への介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。 <p>③ 虐待の早期発見などの権利擁護相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用や虐待の早期発見、消費者被害の防止などの権利擁護に関する相談を受け付けます。 <p>④ 包括的・継続的マネジメント相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のケアマネジャーへの指導や助言、関係機関とのネットワーク作りを行います。 <p>⑤ 認知症に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見・早期診断につとめます。 <p>⑥ 地域ケア会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者を見守り、関係機関と連携するネットワークづくりを目指し地域ケア会議を開催します。 	
<p>29年度の取組み</p>	<p>① 総合相談・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定申請の支援（随時） ・介護保険以外の高齢者サービスの申請支援（随時）
<p>② 介護予防ケアマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2・事業対象者への介護予防サービス計画の作成（作成件数 月平均180件） 	
<p>③ 虐待の早期発見などの権利擁護相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待（疑い含む）の相談（月平均10件程度） 	
<p>④ 地域のケアマネジャーの後方支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーの地区懇談会（開催回数 年6回） 	
<p>⑤ 認知症に関する相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もの忘れ相談事業への協力及び対応（定例年2回） ・認知症介護者の会の支援（年12回） ・認知症カフェの実施（年12回） 	
<p>⑥ 地域ケア会議の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの地域ケア会議（開催回数 年20回） ・地区懇談会の開催（開催回数 年2回） 	

① 総合相談 ・支援	年度	27 (実績)	28	29	30	31
	相談件数 (年)	4,800 件 (5,488 件)	4,800 件	5,000 件	5,000 件	5,000 件
② 介護予防ケ アマネジメ ント	年度	27 (実績)	28	29	30	31
	プラン作成件数 (年)	2,000 件 (2,083 件)	2,100 件	2,200 件	2,300 件	2,400 件
③ 権利擁護に 関する相談	年度	27 (実績)	28	29	30	31
	高齢者虐待相談 対応件数 (年)	15 件 (17 件)	15 件	15 件	15 件	15 件
④ ケアマネジ ャーの地区 懇談会	年度	27 (実績)	28	29	30	31
	開催回数 (年)	6 回 (8 回)	6 回	6 回以上	6 回以上	6 回以上
⑤ 認知症に関 する相談	年度	27 (実績)	28	29	30	31
	もの忘れ相談 開催回数 (年)	2 回 (2 回)	2 回	2 回以上	2 回以上	2 回以上
	認知症 介護者の会 開催回数 (年)	12 回 (12 回)	12 回	12 回以上	12 回以上	12 回以上
	認知症カフェ 開催回数 (年)	12 回 (12 回)	12 回	12 回以上	12 回以上	12 回以上
⑥ 地域ケア会 議の開催	年度	27 (実績)	28	29	30	31
	個別ケースの地 域ケア会議開催 回数 (年)	20 回 (26 回)	20 回	20 回以上	20 回以上	20 回以上
	地区懇談会の開 催開催回数 (年)	2 回 (2 回)	2 回	2 回以上	2 回以上	2 回以上

(5) 中央見守り支援事業担当(ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業)【地域福祉推進課】

事業内容	<p>【事業内容】</p> <p>ひとり暮らし高齢者等が抱える福祉ニーズの掘り起こしの取り組みを推進するとともに、地域での高齢者の見守り体制を構築し、福祉サービスにつなげます。</p> <p>① 福祉ニーズの掘り起こしを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の実施 ・ひとり暮らし高齢者等実態調査の実施 ・熱中症対策高齢者訪問の実施 <p>② 在宅高齢者の生活実態の把握、見守りにつとめます。</p> <p>③ 高齢者サロンづくり(新たなきずなづくり)を推進します。</p> <p>【29年度の取り組み】</p> <p>① 総合相談 月100件</p> <p>② ひとり暮らし高齢者等実態調査の実施 10月実施</p> <p>③ 熱中症対策高齢者訪問の実施 5月から7月 800件</p> <p>④ 在宅高齢者の生活実態の把握、見守り 年800件</p> <p>⑤ 高齢者見守りサロン等きずなづくりの支援 地域福祉関係者会議(ネットワーク会議) 年150件開催</p> <p>⑥ 見守り対象者の個別訪問 年120件</p>						通年
総合相談	年度	27 (実績)	28	29	30	31	
	相談 計画数	1,080件 (10)	1,200件	1,200件 以上	1,320件	1,320件 以上	
在宅高齢者の 対象者の 訪問	年度	27 (実績)	28	29	30	31	
	訪問 計画数	750件 (754)	800件	800件 以上	800件 以上	850件	
きずなづく りの支援	年度	27 (実績)	28	29	30	31	
	支援 計画数	120件 (123)	150件	180件	180件 以上	200件	

(6) 福祉サービス権利擁護事業

・福祉サービスの利用援助、成年後見制度利用支援

【地域福祉推進課】

事業名	内容	実施時期
福祉サービスに関する相談・苦情対応事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある方を対象に、福祉サービスの利用や成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。本人のほか、家族や関係者からの相談も受け付けます。 ・弁護士による専門相談を実施しています。 (定例：毎月第2水曜、臨時：必要時) ○相談件数 月平均 300 件程度 ○専門相談 月平均 3.5 件程度	通 年
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や障がい者の方を対象に、福祉サービスを適切に利用するための手続きや日常的金銭管理等の支援を、本人との契約により行います。 ・認知症高齢者や障がい者の方々が、地域で安心した生活が送れるよう事業を推進し、積極的な活用を図ります。 ○契約見込件数 延べ 70 件	通 年
成年後見制度推進機関の運営	推進機関として成年後見制度の積極的な活用を図るため、一般区民向け講演会や後見人のための研修会等の開催、地域ネットワークの活用による成年後見制度のPR活動を強化します。	通 年
法人後見・社会貢献型後見人活用事業	成年後見制度の利用が望ましいにもかかわらず、資産が乏しい、受任候補者が見つからない等の理由により、制度利用を断念することのないよう当協議会が後見人となる法人後見や社会貢献型後見人の積極的な活用を図り、判断能力が不十分になっても安心して住み続けられる地域社会づくりを目指します。 ○受任見込件数 延べ 17 件 <内訳> 法人後見 12 件 社会貢献型後見人 5 件	通 年
社会貢献型後見人養成事業 〔重点事業〕	平成 28 年度に初めて豊島区で単独実施した基礎的な「社会貢献型後見人（市民後見人）養成講習」の修了者を後見活動メンバーとして当協議会に登録し、これまでの登録メンバーとともに、地域福祉権利擁護事業や法人後見事業の支援員として実務研修やフォローアップ研修を行い、後見人を目指して育成します。	通 年 講習(隔年)

成年後見等開始審判 申立費用助成事業	<p>成年後見等開始審判（法定後見）申立に係る費用を助成します。</p> <p>○助成見込件数 8 件程度</p> <p>○助成限度額 300,000 円</p>	通 年
-----------------------	---	-----

（７）自立支援サービス

【地域福祉推進課】

事業名	内 容	実施時期
高齢者元気あとおし 事業	<p>区内の老人ホームやデイサービスなどの介護保険施設等でボランティア活動を行うことで、自身の介護予防とお互いに支えあう元気な地域づくりを目指した事業運営を行います。</p> <p>◇対象者：60 歳以上の健康な区民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員登録 ・説明会の開催 ・研修会の開催 ・活動ポイントの管理、活動に関する相談等 <p>○会員数 500 名（1 月末現在 462 名）</p>	年 6 回 年 1 回
視覚障害者の情報・ コミュニケーション 支援事業	<p>視覚障がい者に対し、情報収集や代読、代筆サービスを行うことにより、地域生活における自立支援及び社会生活の参加を促進します。</p> <p>◇対象者：視覚障がい者</p> <p>◇利用内容：月 10 時間を限度としてボランティア派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 ・研修会 <p>○登録者数 利用者 30 名（1 月末現在 22 名） ボランティア 25 名（1 月末現在 20 名）</p>	年 1 回 年 2 回
車いす貸出事業	<p>病気、ケガ、高齢などの理由により一時的に歩行が困難な者及び研修会を開催する団体等に対する車いすの貸出を行います。</p> <p>◇費用：無料</p> <p>◇貸出期間：1 ヶ月まで（最長 3 ヶ月）</p> <p>◇貸出件数（27 年度実績） 80 件</p>	通 年
福祉用具再活用事業	<p>不要となった車いすや介護用ベッド等、必要とする区民や施設・団体へ仲介します。</p> <p><主な福祉用具> おむつ、杖、入浴用椅子、ベッド等</p> <p>◇件数（27 年度実績） 7 件</p>	通 年

(8) 低所得世帯や路上生活者に対する相談、貸付等の支援

【総務課】

事業名	内容	実施時期
生活福祉資金貸付事業	<p>「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。</p> <p>※東京都社会福祉協議会との協働事業</p> <p><資金の種類></p> <ul style="list-style-type: none">○総合支援資金○教育支援資金○福祉資金○不動産担保型生活資金○緊急小口資金○臨時特例つなぎ資金 <p><実施状況（平成 27 年度実績）></p> <p>貸付件数：41 件 貸付金額：41, 154, 168 円 相談件数：1, 843 件</p> <p><29 年度の取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">◇事業 PR の推進◇償還業務の強化	通 年
受験生チャレンジ支援貸付事業受付業務	<p>※豊島区からの受託事業</p> <p>学習塾等の受講料及び大学・高校等受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付を無利子で行うことにより、所得の少ない世帯の子どもたちを支援します。高校、大学に入学した場合、返済が免除されます。</p> <p><実施状況（平成 27 年度実績）></p> <p>貸付件数：163 件 貸付金額：20, 683, 892 円 相談件数：70 件</p> <p><29 年度の取り組み></p> <ul style="list-style-type: none">◇学習支援事業との連携により事業 PR の推進◇目標件数 170 件	通 年

<p>緊急支援事業</p>	<p>豊島区福祉事務所と緊急支援事業の実施に係る事務等について協定を締結し、路上生活者、生活困窮者等に対し、豊島区が生活福祉課の相談窓口において緊急一時保護センターまでの交通費の支給・緊急の生活費等の貸付を行い、社会福祉協議会が、支給・貸付のための資金助成をします。</p> <p><事業内容> 路上生活者に対する衣料品の支給</p> <p><実施状況（平成27年度実績）> 緊急援護費（衣料品代）助成額：318,504円</p> <p><29年度の取り組み> 区生活福祉課と連携し支援に取り組む</p>	<p>通年</p>
<p>奨学金</p>	<p>○東京都社会福祉協議会塚田・太田奨学金及びヒカリ興業奨学基金の支給申請の取り次ぎを行います。</p> <p>対象者 区内在住の要援護家庭の子ども</p>	<p>1～2月</p>
<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業</p>	<p>○子育て支援課、東京都社会福祉協議会との協働事業 都内において高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に就学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対する資金貸付制度。</p>	<p>通年</p>

(9) 生活困窮者自立支援事業 (重点事業)**【地域相談支援課】**

事業名	内容	実施時期
自立相談支援事業	<p>「生活困窮者自立支援法」の施行にともない、制度の狭間におかれ生活保護に至る前の生活困窮者等に対して、自立を促進し社会的孤立に陥らないように支援をするために、豊島区よりこの法律に基づいた事業を受託し生活困窮者の自立と社会参加の機会をつくっていく</p> <p>(自立相談支援事業) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付、課題の整理、関係機関等へのつなぎ等の相談援助業務 ・訪問・同行支援 ・相談者の課題に応じた支援計画の作成、寄り添い支援の実施 ・支援調整会議開催 ・関係機関、地域団体等との連携、地域ニーズの把握 ・自立支援センターへの移送業務等 	通年
住居確保給付金	<p>(住居確保給付金) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住居確保給付金」(住居を喪失した、またはそのおそれのある生活困窮者に対する家賃相当額を支給)の相談・受付等 	通年
家計相談支援事業	<p>(家計相談支援事業) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支状況の把握・債務整理等に関する助言、専門相談へのつなぎ等 	通年
子どもの学習支援事業	<p>(子どもの学習支援事業) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の子どもと保護者に対する生活支援、関係機関や学習支援活動へのつなぎ等 ・学習支援活動等、地域の子どもの支援機関の連携体制構築等 	通年

(10) 生活支援コーディネート事業 (豊島区からの受託事業)**【地域相談支援課】**

事業名	内容	実施時期
生活支援コーディネート事業	<p>高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくため、生活支援コーディネーター（第一層）を設置し、地域に、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能を果たす協議体の運営等に係る業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">○協議体（第一層）[年4回] 及び作業部会 [3作業部会、各年4回程度] の運営○地縁団体等多様な主体への協力依頼などの働きかけ○関係者のネットワークづくり○地域のニーズと資源の状況の見える化、課題提起○新たな地域のささえあい活動やサービスの実施及びその必要性・効果・課題・実用性等についての検証	通年

(11) 普及、啓発事業**【地域福祉推進課】**

事業名	内容	実施時期
ふくし健康まつり	<p>区民の福祉や健康に対する意識・啓発を図ることを目的に、福祉・医療・保健分野の関係機関等が共同で開催するイベントです。</p>	10月29日 (予定)

めざすまちの姿 II. 新たな支え合いのあるまち

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各地区に配置し、地域のネットワーク化をすすめ、課題解決の機動性を発揮するために地域のアンテナ役となる地域福祉サポーターをさらに発展させることで、従来のサービスにとどまらない「新たな支え合い」のしくみをつくります。

若い世代が地域に関わりが持てるようなきっかけをつくることで地域福祉活動への参入をすすめ、地域課題の解決するための活動をしている人材（キーパーソン）の支援を行います。

（1）地域福祉サポーター制度の推進（重点事業）

【地域相談支援課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区在住・在勤・在学であれば誰でも参加できる地域福祉サポーターを育成して、地域の福祉課題を共有し、解決に向けて活動できるしくみを作ります。 ・地域福祉サポーターが、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等と連携をとりながら、課題解決の担い手として活動する環境整備をします。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サポーター養成を目的とした研修を開催します。 ・各圏域に2名配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、社会福祉協議会の地区担当職員や民生委員・児童委員等と連携し、新たな支え合いの仕組みをつくります。 ・地域のことを誰もが自由に話し合い交流を深めながら福祉活動に取り組む組織づくりを目指します。 ・地域福祉サポーター登録者に対する継続的な支援体制をつくります。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サポーター制度の啓発活動を定期的に行い、養成研修を継続的に実施します。 ・区民ミーティング等各圏域で実施する様々な取り組みに地域サポーターが参加することにより、地域の支え合いの関係をさらに深めます。 ・地域福祉サポーター登録者に対する継続研修や座談会の開催、ステップアップ研修を通して活動を支援します。
29年度の取り組み	<p>【取組目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サポーター登録者を拡大します。団体・企業等の登録者の拡大も図ります。 ・様々な生活課題を抱えた人々への理解や知識を深め、活動に必要な「気づき」の視点を養うための学習会等を行い、地域での活動につなげていきます。 ・地域福祉サポーター同士の横のつながりづくり、及び関係団体との連携を進めます。

	【取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・説明会 年4回及び随時 ・スタート研修 年4回（新規登録者数 100名） ・テーマ別学習会 年3回 ・圏域ごとの交流会 年16回（2回/圏域） ・サポーター通信発行 年4回 					
サポーター数	年 度	27 (実績)	28	29	30	31
	人 数	300 (152)	500	500	500	500

(2) コミュニティソーシャルワーク事業の推進と新たな展開（重点事業）

（豊島区からの受託事業）

【地域相談支援課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「区民ひろば」を拠点に課題解決に向けた地域コミュニティの形成をはかります。 ・豊島区民社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と地区担当者が豊島区全体のコミュニティソーシャルワーク事業を担当いたします。 ・コミュニティソーシャルワーク実践の質の向上を目指します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1圏域に2名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、各種団体および行政等との連携を図りながら新たな支え合いの仕組みをつくります。 ・誰もが自由に参加できる福祉活動のネットワークづくりを目指します。 ・コミュニティソーシャルワークの展開システムと担当者の資質の向上に向けた組織体制を整備します。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われている支え合いや助けあいの様々な活動への参加等を通じ、その活動の理解と、地域住民の参加意識の高揚を図ります。 ・地域における個別の支援への関わりを通じて、地域の共通課題から新たなサービスを開発、事業化を目指します。 ・コミュニティソーシャルワーカーのスーパービジョン体制を整備することで、担当者の資質と組織としての課題解決能力の向上を実現します。 ・コミュニティソーシャルワーク実践事例について情報発信する場面を設けることで、コミュニティソーシャルワーク事業の認知度の向上に努めます。 ・生活困窮者自立支援事業、生活支援コーディネート事業とコミュニティソーシャルワーク事業の有機的な連携により、効果的な総合相談支援体制を実施します。

<p>29年度の取 り組み</p>	<p>【取組目標】</p> <p>「地域共生社会」の実現に向けて、区内8圏域でコミュニティソーシャルワーク事業を展開し、地域における新たな支えあいのしくみづくりを推進するとともに、地域力の向上を目指します。</p> <p>1. 個別相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、制度の狭間で支援を受けることができない住民や困難ケース等にも積極的に関わり、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行います。 ・「福祉なんでも相談窓口」設置法人との連携を図り、潜在的なニーズの掘り起こしを進めます。 ・区内全域に共通する地域の課題については、プロジェクトチームを設置して、ニーズの集積や、新たなしくみづくりも視野に入れた検討を行います。 <p>2. 地域支援活動（学びあい・支えあいの活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学びあい・支えあい」の地域支援活動を、地域住民や町会・自治会、民生児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協力して展開します。 ・多様化する地域の生活課題を理解し、地域づくりを応援する人々を増やします。 <p>3. 地域の実態把握及び情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関・施設、地域活動・ボランティア団体、課題解決型のNPOなどの他、区民の自立支援や問題解決につながるような社会資源を整理し、聞き取り調査などを行って、その情報を関係機関や区民に発信します。 ・コミュニティソーシャルワーカーが相談を受けたケースの解決までの過程や結果などを地域にフィードバックし、地域の課題として認識、共有できるような取り組みを行います。また、コミュニティソーシャルワーク事業に対する区民の認知度の向上を図ります。 <p>4. スーパービジョン体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク実践の質の向上を図ります。 <p>【取組内容】</p> <p>1. 個別相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談件数 7,500件 ・何でも相談会（実施場所：区民ひろば、集会室など） 月2回/圏域 ・「福祉なんでも相談窓口」連絡会 年2回/圏域
-----------------------	---

	<p>2. 地域支援活動（学びあい・支えあいの活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの学習支援活動の実施 3か所 ・大正大学サービスマーケティングへの協力 4圏域（約100名） ・社会的包摂をテーマにした映画会の開催 年3回 ・地域課題について考える場やサロン等の実施 8圏域 ・地域のコミュニティサロン活動等への協力及び支援 8圏域 ・災害時要援護者名簿の活用に向けた支援 8圏域 ・地域福祉サポータースタート研修、学習会、交流会等の実施（再掲） <p>3. 地域の実態把握及び情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支えあい活動紹介冊子の作成 2,000部 ・コミュニティソーシャルワーク活動紹介冊子の作成 1,000部 ・支えあいマップの作成 8圏域 ・「CSWからのお知らせ」等の情報紙発行 月1回/圏域 ・トモニーつうしんによる地域活動の紹介（再掲） 年1回 ・町会、民生児童委員、青少年育成委員・区民ひろば等との情報交換 随時 ・集合住宅（管理組合等）への働きかけ 随時 <p>4. スーパービジョン体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会議 年10回（内、3回はスーパーバイザー参加） ・CSW担当者会議 年6回 ・スーパーバイザーによるコンサルテーション 年3回 					
設置状況	年度	27	28	29	30	31
	地区数 CSWの人数	8地区 16	8地区 16	8地区 16	8地区 16	8地区 16



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、

- 地域の中で支援を必要とする人々を把握し、身近な地域での相談窓口や訪問などにより、様々な相談に対応し、**生活課題の早期発見に努めます。**
- 地域の中で支援を必要とする人々に対し、公的サービスやボランティアなどのインフォーマルサービスに**適切につなぎ、早期解決に結びつけます。**
- 地域の中で支援を必要とする人々を、地域住民が連携して支えることができるよう、その地域にある関係機関や地域活動団体間のネットワークを構築し、**地域の福祉力の向上を図ります。**
- 困難なケースなどについても、地域住民や関係機関と連携し、解決に向けた**新たなしくみづくりや、新たなサービスの開発を行います。**

(3) 若年層が活躍できる地域福祉活動の創出

【地域福祉推進課・地域相談支援課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の主体となっている組織・団体へ若年層が関われるよう取り組みに向けた支援を行います。 ・若年層が地域で活躍できる場の情報発信と開発を地域住民の皆さんと共同で行います。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代のボランティア活動への参加の呼びかけ、動員、周知方法の手法の検討を行います。 ・若い世代が地域に関心を持つ交流や地域行事を推進します。 ・若い世代をターゲットにした情報発信の仕組みを検討します。 					
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大学に働きかけ、若い世代が地域行事への関わりを持つきっかけづくりをします。 ・「区民ひろば」の主催イベント等への協力呼びかけを主軸に当面は展開します。 ・区民ミーティングへの参加を呼びかけ、地域の人との接点を持ち顔の見える関係を作ります。 ・学校での学びを地域内で実践する機会の創出や、若い世代が講師となった出張講座の開催等を支援し、若年層の地域への参加を推進します。 ・SNS等を活用した情報発信を行う仕組みを検討します。 <p><取り組み状況> 平成27年度取り組み実績 若い世代にボランティア活動への参加を誘導した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 夏！体験ボランティア ② 学習支援活動ボランティア説明会 ③ 赤い羽根共同募金街頭募金運動 ④ スポーツの集い ⑤ 福祉健康まつり 					
計 画	年 度	27	28	29	30	31
	事例数	8	16	16	16	16
	実 績	5事例 445人				

(4) 地域福祉活動をすすめ運営主体となる担い手（リーダー）の育成

【地域福祉推進課・地域相談支援課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で身近な活動することが地域の安全に繋がるということを踏まえ、区民の皆さんが主体となった福祉活動を形成し、推進するために、地域福祉活動を担う新たな人材の発掘・支援を目指します。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サポーター事業の充実を図るとともに、ボランティア、NPO、学生等の中から地域福祉活動を率いるリーダーを育成するしくみをつくります。 ・地域福祉活動に積極的な人材（キーパーソン）との出会いを活かし、支援できるようなネットワークづくりを目指します。 ・つくりあげたネットワークを維持し、発展させる企画を用意します。 					
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な活動の場や実践状況を把握し、情報と課題を共有し、地域を巻き込んで必要な支援を行います。 ・住民主体の地域福祉活動の理念や目的について共有する機会を設けるとともに、地域福祉活動に積極的な人材（キーパーソン）を育成するための具体的な養成課程を検討します。 ・活動をはじめたキーパーソンが次のキーパーソンを育て、援助できるように支援します。 <p><実施状況> 平成 27 年度取り組み実績 ボランティア団体の立ち上げやボランティア活動を希望する者への支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害ボランティア入門講座実施 ② 傾聴ボランティア入門講座実施 					
計 画	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
	事例数	8	1 6	1 6	1 6	1 6
	実 績	2 事例 33 人				

(5) 敬老の日訪問

【全課・地域相談支援課】

事業名	内 容	実施時期
敬老の日訪問事業	多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬老の意を表し、その長寿を祝う。高齢者福祉課が行う敬老の日事業に関して、当協議会が地域福祉推進の立場から協力し、敬老祝品の贈呈等相互に連携して事業の円滑な運営を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・新 100 歳及び 100 歳超の方を対象に訪問します。 ・町会長及び民生委員・児童委員とともに、職員が訪問 	9 月

	<p>により敬老祝品の贈呈を行い、安否確認を行います。</p> <p><実施状況> 平成 27 年度取り組み実績 訪問数：112 人</p> <p><29 年度の取り組み> 継続して実施</p>	
--	---	--

(6) 福祉教育推進、研修事業

【地域福祉推進課】

事業名	内 容	実施時期
体験ボランティア事業	<p>中学生以上のボランティア活動に興味・関心のある方を対象に、夏休み期間を利用して行う体験ボランティアです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者を増やすためチラシの内容を工夫し、広報の充実を図ります。 ・活動の振返りの機会を設け、継続した活動支援を行います。 ・より充実したプログラム作成のために、受入団体との協力体制を密にします。 ・多くの年代が参加できるよう、プログラム内容を検討します。 <p>○参加者数（延べ）200 名（28 年度 129 名） ○受入施設 80 カ所（28 年度 75 カ所）</p>	7 月～8 月
講座、研修	<p>◇ボランティア入門講座 ボランティア活動を始めたい方などへ、活動の意義や分野、団体等の紹介を行います。</p> <p>◇テーマ別講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・としま男のボランティアスタート講座 ・精神保健福祉ボランティア講座 ・傾聴ボランティア入門講座 等 	<p>年 3 回</p> <p>年 1 回 年 1 回 年 1 回</p>
企業の社会貢献活動、研修への支援協力	<p>企業の社会貢献活動の支援、及び社員に対する福祉講座研修等へ職員講師を派遣します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすいプログラムを作成し、広報の強化を行います。 	通 年

<p>学校におけるボランティア活動、福祉学習支援</p>	<p>福祉体験学習、総合学習等の企画・助言及び職員の派遣及び、福祉機器の貸出と、これらに係る講師謝礼等を助成します。</p> <p>◇貸出物品：高齢者疑似体験セット、白杖など</p> <p>◇助成内容：研修講師等への謝礼</p> <p>◇助成限度額：1校20,000円（上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携を強化し、体験学習等を行い学びの場を提供します。 	<p>通 年</p>
------------------------------	--	------------

（7）区民参画促進事業

【地域福祉推進課】

事業名	内 容	実施時期
<p>給食ボランティアグループ助成事業</p>	<p>地域社会との交流が乏しい高齢者に食事を提供し、健康増進、孤独感の解消及び地域社会との交流を図るための事業です。</p> <p>◇ボランティアによる会食</p> <p>◇2団体2会場</p> <p>◇1団体あたり月2回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを活用した地域での見守り方法を検討するなど、必要に応じて団体に対する助成、活動支援、会場の確保など総合的な支援を行います。 	<p>通 年</p>
<p>不要入れ歯回収事業</p>	<p>不要となった入れ歯の金属部分に含まれる貴金属をリサイクルします。併せてその収益は、ユニセフを通じて世界の子どもたちを支援し、また地域福祉活動の資金としても活用します。</p> <p>◇設置場所：東池袋分庁舎、西部区民事務所（2か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CSWや区民ひろばとの連携を図り、設置場所を拡大していきます。 	<p>通 年</p>
<p>使用済み切手の回収</p>	<p>区民、企業などの参画による使用済み切手の回収事業です。ボランティアにより整理された切手は業者に売却し、地域福祉活動資金として活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民ひろばやサロン、施設などに職員が出張し、切手整理のボランティア体験をしてもらうことで、PRに努め、さらに地域との関係づくりを強化します。 	<p>通 年</p>

めざすまちの姿 III. 災害に強いまち

災害時に支援を必要とする人たちを地域で支えるために、日ごろから、協力者による見守り活動を行い、地域での災害支援体制について検討を進めます。

東日本大震災の教訓を生かし、ボランティアセンター機能の充実と災害ボランティアの育成を図ります。

(1) 要援護者支援プランの作成と災害ボランティアセンターの構築（重点事業）

【地域福祉推進課・地域相談支援課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none">・ 平時から災害時の支援体制を意識した近隣の関係の大切さを周知し、固定化している防災訓練参加者を若い世代にも広げる取組みを支援します。・ 要援護者の支援プランを、本人や家族の同意を得ながら地域の支援者とともに作成します。・ 災害ボランティアの登録者を増やします。・ 東日本大震災被災者への支援等の経験を活かし、災害ボランティアセンター構築に向けたボランティア力の向上に努めます。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 豊島区との連携を図りながら、地域で行われる防災訓練に中高生等若い世代の参加を呼びかけます。・ 日頃から災害時の要援護者の所在を把握しておき、本人・家族の協力のもとに地域の支援者とともに要援護者の支援プランを作成します。・ 災害ボランティアとして登録した者に対し、心構え、実際のボランティア活動の在り方について研修を行い災害時に備えます。
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ 日頃から防災に対する意識を深められるよう、地域の課題として防災に取り組めます。・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び地区担当職員が日頃の活動の中で防災意識を地域ネットワークづくりの一つのテーマとして取り扱うようにします。・ 要援護者の支援プラン作成については、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域の皆さんを支援し、連携を行うモデル的な事業を検討します。・ 個人情報の取り扱いについては留意しながら進めるとともに、正しい認識を周知するように努めます。

29年度の 取り組み	【取組目標】 ・地域の防災力向上に努めます。 ・豊島区や関係機関・団体との連携を強化します。 ・町会、民生委員等とともに、災害時要援護者の避難支援プランを検討します。 【取組内容】 ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 ・災害ボランティア養成講座（2日間講座）の開催（年2回） ・災害時要援護者名簿の活用に向けた支援 8圏域（再掲）					
	災害ボラン ティア登録 者数	年 度	27 (実績)	28	29	30
	計 画	200 (47)	300	300	300	300

（2）災害ボランティア支援事業

【地域福祉推進課】

事業名	内 容	実施時期
災害ボランティアセンター運営事業	◇地域の皆さんと災害ボランティアの協力を得て、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。	7月（予定）
災害ボランティア養成講座	◇大規模災害発生時、災害ボランティアセンター運営スタッフとして職員とともに活動し、主に豊島区内での災害ボランティア活動に携わることのできるボランティアを育成することを目的とした講座を開催します。	年2回 (2日間講座)
災害ボランティアとの連携	◇災害ボランティアとの連携を強化します。 ・としま災害ボランティアの会の支援 ・研修内容の充実	通 年 年3回
防災訓練・体験授業への協力	◇防災訓練や体験授業へ協力することで、区民の防災力の向上を図ります。	通 年

(3) 安心・安全のまちづくり事業**【総務課】**

事業名	内 容	実施時期
あんしんカードの配布	<p>あんしんカードは、セーフ・コミュニティの一環として平成23年3月に町会連合会との協定締結を記念して発行しています。</p> <p>このカードは、名前の他にかかりつけ医や緊急連絡先などを記入でき、災害や事故などに備えて常備携帯でき、希望する区民に随時配布しています。</p> <p>◇配布場所・・・社協、東西区民事務所等。</p>	通 年

(4) 東日本大震災避難者孤立化防止事業（東京都社会福祉協議会補助事業）**【総務課・全課】**

事業名	内 容	実施時期
サロン運営	<p>避難者の孤立を防止する対策として、避難者が集うサロンを巣鴨地区に設置し、被災者同士及び地域区民等の交流の場として運営いたします。</p>	通 年
避難者戸別訪問	<p>約70世帯の避難家庭に対し、CSW・地区担当職員等が訪問し、安否確認及び困りごと相談等を実施していきます。</p>	通 年
普及・啓発事業	<p>被災者交流会・食事会等のイベントを通じての各種の情報提供を行います。又、他の支援団体・組織と協働し避難者の孤立防止を図ります。</p>	通 年

めざすまちの姿 IV. 地域の元気がみえるまち

親、地域、学校と連携して、子どもたちが地域でのびのびと過ごせる環境をつくるとともに、中高生をはじめ、大学生など若者が地域で役割を担い、活躍していく場を創出します。

また、小地域活動を推進し、地域のつながりを深め、町会・自治会の更なる活性化への取り組みを行います。

(1) ボランティアセンター機能の充実

【地域福祉推進課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の皆さんの多様なニーズに応じられるようボランティアセンターの機能を充実していきます。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の要望に迅速に応えられるようボランティアの育成に努めます。 ・ 地域で活動する新たな人材を発掘し、企業のボランティア活動の参画を促す等、情報センターとしての役割を果たします。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズの把握と分析を行い、人と団体等をつなぐボランティアコーディネートの推進を図ります。 ・ 問題解決に向けた横のつながりを強化します。 ・ 内容が明確なものについては、目的別のボランティア登録制を導入します。 ・ 各種講座を通して、ボランティア活動の知識を深め、コミュニケーション技術の向上を図ります。 ・ ボランティアを育てるリーダーの育成に努めます。 ・ 施設や学校、企業、団体との連携をさらに深め、協力関係の構築を目指します。
29年度の取り組み	<p>【取組目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動室利用団体の横のつながりを深め、地域のボランティア活動を推進します。また、事業や講座への協力を通して、連携を強化します。 ・ 個人、団体からのボランティアに関する各種相談に応じ、新たなボランティア人材の育成や、受け入れ先の開拓など総合的なコーディネートを推進します。 ・ ボランティアセンターだよりやホームページ等を活用し、広報の充実を図ります <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動室利用団体連絡会議の実施（年3回） ・ ボランティア相談の充実 ・ 情報発信の強化（ボランティアセンターだより 月1回 5,300部）

ボランティア 活動団体数	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
	計 画	4 5 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	実 績	3 6 0				

(2) 社会参加と生きがいづくりへの支援

【全課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって生活できるように、社会参加の場に関する情報発信及び支援をします。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で活動できる拠点と現役時代の能力を活かした活動や地域でのボランティア活動に取り組みたいという意欲を持っている人の把握をします。 ・掲示板や広報誌（豊島福祉等）、チラシの配布などを活用し、小地域での活動の情報を発信。共有するためのしくみづくりに努めます。 					
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な居場所を小地域の単位として、活動の場づくり等の話題について啓発活動を行います。 ・住民が主体的に交流できる場をつくります。 ・小地域での活動についてリーダーシップをとる人材を支援する仕組みづくりを住民と協働して行います。 ・小地域での細やかな情報については地域福祉サポーター等も活用し情報収集し、発信の方法について工夫を試みます。 ・地域ぐるみで挨拶を通じた世代間の交流を推進します。 					
活動実践 把握状況 (団体数)	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
	計 画	2 4	4 0	4 0	4 0	4 0
	実 績	2 2				

(3) 地域の子どもを地域で見守る体制の構築**【地域福祉推進課・地域相談支援課】**

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちが、いきいきと育つように、地域の子どもたちを地域で見守る体制をつくります。 ・地域の子どもたちが、地域の中で様々な世代と交流できるような取り組みを地域と協働して推進します。 ・子ども自身のアイデアをイベントや祭りの企画に生かします。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもスキップ」や「区民ひろば」を利用する子どもたちとの交流を通し、子どもたちや関係者との関わりを深めます。 ・登下校の際の子どもたちを、地域ぐるみで見守る体制を推進します。 ・子供たちの居場所づくりを通じ、地域の様々な世代の能力を活かせるような活動を支援します。 ・子供たちとの関わりを通じ、子育て中の世帯を地域で支える取り組みを推進します。 					
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校単位で見守り状況を調査し、地域関係者で体制の確認や具体的な対策に取り組みます。 ・小学生の登下校の見守り活動やあいさつを通じ、地域の中で顔の見える関係づくりを行います。 ・学習支援活動、子ども食堂等の子どもを支える活動に興味がある人の交流の場を設け地域実践をサポートします。 ・野外活動などの実践型のレクリエーションを行い、たくましく自主的な子どもを育てます。 					
見守り 団体数	年 度	27 (実績)	28	29	30	31
	計 画	40 (31)	50	50	50	50

(4) 町会・自治会の更なる活性化への協力と支援

【全課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化と地域力を高めるため、地域の基底的組織である町会・自治会の活動に若い世代が参画する機会を広げます。 ・若い世代に地域の一員であることを理解してもらうことから始めます。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で町会・自治会が加入者を増やす取り組みを行うことを応援します。特に、高層マンションの住民に対する町会・自治会加入の呼びかけや啓発活動を推進します。 ・新たなイベントを企画する等、地域のまちおこしの支援を行います。 ・子供たちが地域に関心が持てる活動を行います。 					
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の取組みを支援します。 ・町会・自治会、「区民ひろば」等で実施する事業への参加を呼びかけます。 ・地域で祭りや子ども対象の事業等を企画するとき、子どもの参加を促します ・企画の段階から中・高校生の意見を取り入れた事業を実施するようにします。 ・地域の学生が地域活動のリーダーになれるよう育成します。 					
町会・自治会 加入状況 (%)	年 度	27	28	29	30	31
	計 画	65.0	70.0	70.0	70.0	70.0
	実 績	52.7	—	—	—	—
実施イベ ント数	計 画	8	16	16	16	16
	実 績	—				

(5) 助成事業 (区民が主体的に行う事業への支援)

【地域福祉推進課】

事業名	内容	実施時期
障害者施設、 団体等事業助成	福祉施設、町会・自治会、高齢者クラブ、ボランティア・地域活動団体などに対する福祉事業に要する費用を助成します。	5～6月
サロン活動支援	母親グループや民生委員・児童委員協議会などが行う子育てサロン、町会や高齢者クラブが行う高齢者サロン等を支援します。 ◇立ち上げ支援 ◇会場費等運営助成 ◇開催メニューの提供 ◇講師紹介 など ◇支援団体数 平成27年度：25団体	通年
地域福祉推進助成事業	区の補助金により、民間の福祉施設や団体が、地域に根ざして行う先駆的、開拓的、実験的事業の振興と安定した事業運営を支援します。 ◇助成事業 家事援助、食事サービス等 ◇助成件数 4団体5事業	通年
親子ふれあい助成	障がい児及び多子家庭、ひとり親家庭に対し、施設利用料等の一部を助成することにより、社会参加を促し子育て支援の充実を図ります。 ・ひとり親家庭に対する助成額を一人2,000円から3,000円に増額します。	通年

めざすまちの姿 V. 協働のしくみがみえるまち

福祉課題を抱える人々の福祉ニーズが多様化している中、課題解決に向けて、行政や町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、地域の福祉関係団体等との協働のもと、取り組んでいきます。

必要な情報については、個人情報に配慮しつつ共有化していくシステムをつくりま

(1) 多様な地域福祉に関する情報の共有化と区民への迅速な発信【地域相談支援課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者へのきめ細かい地域情報を発信するための、情報収集と共有化に向けての仕組みを構築します。 ・圏域ごとに連絡会を設置し、区民、行政、豊島区民社会福祉協議会、地域団体など、関係者が福祉関係資源の情報を十分共有していきます。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題や関係者の福祉情報の共有化を図り、地域福祉を推進します。 ・各種団体と豊島区民社会福祉協議会との協働のもとに、魅力的な協働事業を創ります。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する身近な情報を共有するため、8圏域内で年2回連絡会を開催します。 ・地域活動実践者を中心としたネットワーク会議の開催をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が呼び掛けます。 ・保険領域、教育領域等多種多様な分野の参加者と連携します。

(2) 地縁団体との連携・協働

【全課】

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁団体と知縁団体が行う地域福祉活動の縦糸と横糸を折り合わせてこの町で暮らす人々の協働による地域福祉活動の道を作ります。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地縁団体が主体となって行う地域福祉活動と同時に、新たな知縁団体が行う活動によって区外に住居する区内の勤労者や区内の大学に通う学生などを地域福祉活動に取り込みます。 					
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、地域の文化サークル、市民活動、ソーシャルビジネスなどの活動の主体が地域の住民に限定されず、町を通過する住民を含めた団体の活動を把握します。 ・企業・団体等の地域貢献を推進し支援します。 ・従来の町会・自治会や民生委員・児童委員、青少年育成委員等の地縁団体と新たな知縁団体との協働を目指します。 					
計 画	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
	実践事例	8	1 6	1 6	1 6	1 6

(3) 社会福祉協議会事業のPR（重点事業）

事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の基本理念と豊島区民社会福祉協議会の事業のPRを通じて地域福祉の向上を目指します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の基本理念に基づく各事業の推進に向けた豊島区民社会福祉協議会としての行動指針と将来の展望をわかりやすく区民の皆さんへ伝えます。 ・コミュニティソーシャルワーク事業については豊島区セーフコミュニティの実践と深く関わる内容であることをアピールします。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の皆さんそれぞれのライフステージに合わせ、活用しやすいPRを行います。 ・映像媒体やソーシャルネットワーク等新しい電子媒体を活用することで迅速な情報発信を実現します。 ・コミュニティソーシャルワークの実践をテーマにフォーラムを開催することで、コミュニティソーシャルワーク事業に対する区民の皆さんの理解を深める機会とします。 ・豊島区のセーフコミュニティへの取り組みと絡めてPRすることで、活動の横断性をアピールします。 ・団体との協働で実施する事業について共催・後援の名義を使用します。

(4) 区との協働事業

【総務課・地域福祉推進課】

事業名	内 容	実施時期
スポーツのつどい	スポーツのつどいに対する職員の派遣及び事業経費を助成します。3 障害者合同の年一回の大会開催。	10 月 15 日 (予定)
障害者美術展の開催	「ときめき想造展」を区と共催します。最優秀賞他 5 賞（16 名）に記念品の盾を贈呈します	3 月

(5) 社協役員会議等の運営**【総務課】**

事業名	内 容	実施時期
正副会長会	協議会運営における重要な事項について協議、検討します。	年5回程度
理事会	事業計画、予算、決算、評議員の選任、定款及び規程の変更、運営に関する重要な事項について審議します。	年5回程度
評議員会	事業計画、予算、決算、理事、監事の選任、定款及び規程の変更について審議します。	年5回程度
監事監査	協議会の経営目標の達成、社会福祉法人としての責務を果たすため、事業及び会計の執行状況を検討、評価し、助言及び指導を得るための活動を実施します。	年2回程度
評議員選任・解任委員会	評議員を選任する機関	随時

(6) 広報事業**【総務課】**

事業名	内 容	実施時期
トモニーつうしん（社会福祉協議会だより）の発行	<ul style="list-style-type: none">発行 年3回 各90,000部協議会の事業や活動の周知、イベント情報等を掲載します。地域で活動している団体やグループ等を紹介します。新聞折込により、区内各戸に配付をします。	6月・12月 3月
ホームページの運営	<ul style="list-style-type: none">正確、迅速な情報提供を目指します。社協全体で更新作業をタイムリーに行います。社協活動をPRします。	通 年

<p>広報映像の活用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報映像作品「このまちでみんなと生きてゆく～豊島区民社協の春夏秋冬～」を活用し、社協活動を総合的にPRします。 ・ 広報印刷物のビジュアル化を図り、わかりやすい内容に改善するほか、豊島区民社協イメージキャラクター「ふくじい」LINE スタンプの販売などソーシャルネットワークサービスも活用します。 	<p>通年</p>
-----------------	---	-----------

(7) 寄附金等の受領及び活用

【総務課】

事業名	内 容	実施時期
<p>寄附金等の受領及び活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉事業の充実を図るため、区民等が寄付しやすい地域づくりと、受け皿団体である旨のPRに努めます。 ・ 寄付者の意向を尊重し、社会福祉施設やボランティア団体、町会・自治会等の活動支援のために活用します。 	<p>通 年</p>
<p>寄付機能付自動販売機の設置、運営</p>	<p>旧庁舎解体のため28年3月に撤去するため、事業廃止。</p>	
<p>証明写真提供事業</p>	<p>旧庁舎解体のため28年3月に撤去するため、事業廃止。</p>	
<p>広報紙への有料広告の掲載</p>	<p>◇トモニーつうしん、豊島福祉への有料広告掲載数の増加を図ります。 ◇ホームページへの有料広告掲載を進めます。</p>	<p>通 年</p>
<p>新たな事業の検討</p>	<p>活動の主な資金となる、会費、寄付、募金のほか、社協らしく、かつ、資金を確保できる事業について新たに検討します。</p>	<p>通 年</p>
<p>地域福祉推進基金の効率的な運用と活用</p>	<p>地域福祉の推進のための果実運用型基金の運用及び収益金の活用。 ○基金総額 約 420,000,000 円 (主に国債3本で運用) ○収益金 約 7,400,000 円 (福祉推進団体への助成等)</p>	<p>通 年</p>

(8) 共同募金運動

【総務課】

区民の参加、協力により全国一斉に実施される募金活動です。

募金開始当初の目的である低所得者への支援から地域活動や地域づくりに資する募金として、その目的が変化しています。豊島地区で集められた募金は、地域活動団体や福祉施設などに配分されるとともに社会福祉協議会が行う地域福祉事業や福祉サービスの充実のために使用されています。

事業名	内容	実施時期
赤い羽根共同募金	129 町会の参加を目指すとともに、10 月初旬に町会・自治会関係者、区内学生や豊島地区協力会実施委員等による街頭募金活動を行います。 ○各町会単位による各戸募金 ○街頭募金 ○募金箱の設置 目標金額 10,800,000 円	10 月～ 12 月
歳末たすけあい・地域福祉募金	・町会・自治会会長への理解を進め 129 町会の参加と各戸募金の充実を目指します。 ・町会、民児協以外の団体への参加を呼びかけます。 目標金額 10,800,000 円	12 月～ 1 月
豊島地区配分推せん委員会の運営	・集められた募金が、有効に活用されるよう、豊島区の福祉ニーズの把握、配分に関する調査、検討を行う委員会の運営を実施します。 ・委員は、地区の町会・自治会、学識経験者、社会福祉団体等で構成されています。(委員数 12 名) ○施設団体からの配分申請の受付 (B 配分申請) ○委員会の開催 年 2 回程度 ○委員による配分団体実地調査の実施	通 年

(9) 会員制度の運営

【総務課】

地域福祉活動推進の中核的役割を果たし地域に根ざす社協にとって、会員制度は事業を実施するための貴重な財源です。

社協事業への理解者を増やし、より多くの区民に賛同・支援してもらえるように、会員増強月間をはじめ、社協で実施する事業を通じて社協の理解促進に努め、会員数の増を図ります。

事業名	内容	実施時期
会員増強月間の設置	①会員加入は年間を通じてできますが、関係団体等への働きかけを集中的に行います。 ②社協や関係団体が実施する事業において、ちらしを配布しPRに努めます。	通 年
会報の発行	「豊島福祉」を配布します。年4回	4月、7月、 11月、2月
ハンドブックの発行	豊島区民社協の事業や区内の福祉サービス等の情報を掲載します。 「豊島区民社協ハンドブック（2017年版）」を配布します。	年度当初
会員向け特典	長期継続会員プレゼント 長期間加入している会員に対し、感謝の意を表し、粗品を配布します。	1月

- ・地域全体で町会・自治会が加入者を増やす取り組みを行うことを応援します。特に、高層マンションの住民に対する町会・自治会加入の呼びかけを推進します。
- ・新たなイベントを企画する等、地域のまちおこしの支援をします。

愛ちゃんと希望くん

